

改正基準の適用について

○基準の適用について

- ・ 施行日（平成26年11月1日）以降に工事着手する開発行為等に適用されます。
- ・ 施行日時点で工事未着手の場合、改正後の基準が適用となります。
改正後の基準に適合しない事項については、変更許可手続きを行ってください。

○「工事着手」について

- ・ 各行為について、次の状況により「工事着手」となります。

| 行為 | 根拠法 | 状況 |
|--------|-------------|-----------------|
| 開発行為 | 都市計画法第29条 | 開発行為に係る土工事の着手 |
| 建築行為 | 都市計画法第43条 | 建築行為に係る土工事の着手 |
| 宅地造成行為 | 宅地造成等規制法第8条 | 宅地造成行為に係る土工事の着手 |

※各行為における①仮設工事（縄張り・遣り方など）②工事着手届は、次の理由から工事着手となりません。ご注意ください。

- ① 工事の継続性による判断となるため。また、他法令（建築基準法）における取扱いと整合を図るため。
- ② 県の規則に規定された届け出となりますが、法令や基準改正の適用判断を目的として提出を求めるものではないため。

○審査基準適用模式図

